

JIS

自動捕捉式はかり

JIS B 7607 : 2021

令和 3 年 3 月 22 日 改正

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

著作権法により無断での複製、転載等は禁止されております。

日本産業標準調査会標準第一部会 基盤技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	奈良 広 一	長野計器株式会社
(委員)	伊 藤 納 奈	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	大 平 由紀子	日本製紙株式会社
	柿 本 章 子	主婦連合会
	金 田 徹	関東学院大学
	鈴 木 知 道	東京理科大学
	高 橋 かより	国立研究開発法人産業技術総合研究所
	田 原 江利子	王子ホールディングス株式会社

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 6.4.1 改正：令和 3.3.22

官 報 掲 載 日：令和 3.3.22

原案作成協力者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

審議専門委員会：基盤技術専門委員会 (委員長 奈良 広一)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成協力者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1 E-mail:jisc@meti.go.jp 又は FAX 03-3580-8625) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	2
3.1 一般	2
3.2 はかりの構造	4
3.3 はかりの計量特性	9
3.4 表示及び誤差	12
3.5 影響及び標準条件	14
3.6 試験	14
3.7 量記号及び略号	14
4 計量要件	15
4.1 精度等級	15
4.2 自動捕捉式はかりの分類	16
4.3 多目量はかりに対する追加要件	16
4.4 補助表示装置	17
4.5 最大許容（平均）誤差及び最大許容標準偏差	18
4.6 影響因子試験に対する最大許容誤差	19
4.7 計量単位	19
4.8 結果間の許容差	20
4.9 影響因子	20
4.10 スパン安定性	21
4.11 試験目的のための表示及び印字（自動運転の場合）	21
5 技術要件	21
5.1 用途への適合	21
5.2 動作の安全保護	21
5.3 計量結果の表示	22
5.4 デジタル表示装置、印字装置及びデータ保存装置	23
5.5 ゼロ点設定装置及びゼロトラッキング装置	24
5.6 風袋引き装置	26
5.7 プリセット風袋引き装置	27
5.8 複目量はかりの計量範囲の選択	27
5.9 荷重受け部、荷重計量装置及び荷重伝達装置の選択装置又は切換装置	28
5.10 質量ラベル貼付機又は計量値付け機	28
5.11 表記	29

	ページ
5.12 検定証印	30
6 電気式はかりの要件	30
6.0A 一般	30
6.1 一般要件	30
6.2 機能要件	31
7 試験方法	32
7.1 自動運転	32
7.2 非自動（静的）運転	34
7.3 自動補正装置の状態	34
7.4 試験のための動作モード	34
7.5 電気式はかりの試験	35
8 検査	35
8.1 一般	35
8.2 型式検査	36
8.3 受渡検査	37
8.4 後続計量管理	38
附属書 A（規定）自動捕捉式はかりの試験手順	39
附属書 JA（規定）取引又は証明用の自動捕捉式はかりの要求事項	65
附属書 JB（規定）使用中検査	71
附属書 JC（規定）検定に使用する器具	74
附属書 JD（規定）自動捕捉式はかりの修理	76
附属書 JE（参考）検定用表示装置	78
附属書 JF（参考）JIS と対応国際規格との対比表	79
解 説	85

まえがき

この規格は、産業標準化法に基づき、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本産業規格である。これによって、**JIS B 7607:2018** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

白 紙

自動捕捉式ばかり

Automatic catchweighing instruments

序文

この規格は、2006年に発行された **OIML R 51-1** を基とし、技術的内容を変更して作成した日本産業規格である。

この規格の本体、**附属書 JA～附属書 JE** には、計量法の特定計量器として要求される要件のうち、構造及び性能、検定公差、検定の方法、使用中検査、検定に使用する器具、修理などを規定しているが、この規格の適用だけをもって計量法で定める検定に合格したことにはならない。

なお、この規格で側線又は点線の下線を施してある箇所は、対応国際規格を変更している事項である。変更の一覧表にその説明を付けて、**附属書 JF** に示す。また、**附属書 JA～附属書 JE** は対応国際規格にはない事項である。

1 適用範囲

この規格は、個別の物体の質量又はばら状の物体の一塊の質量を計量する自動はかりのうち、自動重量選別機、質量ラベル貼付機及び計量値付け機であって、検査目量の数が100以上のもの（以下、自動捕捉式ばかりという。）に対する性能要件及び試験方法について規定する。

この規格は、自動捕捉式ばかりの計量要件及び技術要件を評価するための統一的な基準及び試験方法を提供することを意図している。

注記 この規格の対応国際規格及びその対応の程度を表す記号を、次に示す。

OIML R 51-1:2006, Automatic catchweighing instruments. Part 1: Metrological and technical requirements—Tests (MOD)

なお、対応の程度を表す記号“MOD”は、**ISO/IEC Guide 21-1** に基づき、“修正している”ことを示す。

2 引用規格

次に掲げる規格は、この規格に引用されることによって、この規格の規定の一部を構成する。これらの引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS B 7611-2 非自動はかり—性能要件及び試験方法—第2部：取引又は証明用

JIS B 7612-1 質量計用ロードセル—第1部：アナログロードセル

JIS B 7612-2 質量計用ロードセル—第2部：デジタルロードセル

JIS C 60068-2-1 環境試験方法—電気・電子—第2-1部：低温（耐寒性）試験方法（試験記号：A）

JIS C 60068-2-2 環境試験方法—電気・電子—第2-2部：高温（耐熱性）試験方法（試験記号：B）

JIS C 60068-2-78 環境試験方法—電気・電子—第2-78部：高温高湿（定常）試験方法（試験記号：